

## 検証・評価・企画委員会の公開の手続について（案）

平成 25 年 1 1 月 5 日  
知的財産戦略本部  
検証・評価・企画委員会座長決定

「検証・評価・企画委員会の運営について」（平成 25 年 10 月 25 日 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定）第 7 項に基づき、検証・評価・企画委員会（以下「委員会」という。）の公開の手続について以下のように定める。

1. 会合の日時・場所・議題を原則 1 週間前の日までに首相官邸／知的財産戦略本部ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>）及び首相官邸記者クラブに掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
  - (1) 一般傍聴者  
一般の傍聴希望者は、1 企業・団体については原則 1 名とし、会合開催の前々日 17 時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）に登録する。
  - (2) 報道関係傍聴者  
報道関係の傍聴希望者は、会合開催の前々日 17 時までに事務局に登録する。
  - (3) その他
    - ① 傍聴の登録は、原則先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。
    - ② 傍聴者が会合の進行を妨げていると判断した場合には、座長はその者の退席を求めることができる。
3. 前各項に掲げるもののほか、委員会の公開の手続に関し必要な事項は、座長が定める。